

# 新富町水道課 令和7年度水質検査計画

## 水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適性化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

新富町水道課では、このことにおいて水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、「水質検査計画」を策定いたしましたので、お知らせします。

## 水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 採水場所
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査の委託区分
- 9 水質検査計画及び検査結果の公表
- 10 水質検査の精度と信頼性の保証について
- 11 関係者との連携

## 1 基本方針

新富町水道課は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施いたします。

また、臨時に行う水質検査についても、水質検査計画に基づいて、行う際の要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにします。

なお、水質管理目標設定項目に含まれる農薬についても、必要に応じて検査を実施します。

水質検査計画については、水道法施行規則第15条第3号及び第4号に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採取の場所、検査の回数及びその理由を記載します。

水質検査計画による測定結果については、評価の上、需要者に対して公表します。

## 2 水道事業の概要

- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 水道事業体名   | 新富町水道事業                     |
| (2) 計画給水人口   | 16,000人                     |
| (3) 1日平均配水量  | 4,636m <sup>3</sup> (令和5年度) |
| (4) 主な水源の名称  | 一ツ瀬川                        |
| (5) 水源種別     | 表流水                         |
| (6) 主な浄水場の名称 | 新富町浄水場                      |
| (7) 浄水処理方法   |                             |

配水能力	主な給水区域	浄水処理方式	主な浄水使用薬品	
8,525m <sup>3</sup>	富田地区 新田地区 溜水地区(自衛隊) 春日地区	薬品沈殿	凝集剤	PAC(ポリ塩化アルミニウム)
		急速ろ過	アルカリ剤	苛性ソーダ
		塩素消毒	消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム

## 3 水道の原水及び水道水の状況

### (1) 原水の水質状況

水源は一ツ瀬川(金丸堰の左岸上流部)の表流水で、概ね良好です。台風や集中豪雨の後に一ツ瀬ダムに濁質が流入し、濁水が長期化する場合があります。一ツ瀬ダムにアオコが大量発生した場合はカビ臭に警戒する必要があります。

### (2) 浄水の水質状況

浄水の水質は水質基準値を十分に満たしており、安全な水道水をお届けしています。

## 4 採水場所

採水は、原則として代表給水栓でおこないます。なお、各検査の採水場所は、下記のとおりです。

### 原 水

- (1) 一ツ瀬川表流水・・・金丸取水場、新富町浄水場
- (2) 平伊倉予備水源池・・・第一水源池、第二水源池、第三水源池

### 浄 水

- (1) 弁指配水池系・・・野中地区
- (2) 溜水配水池系・・・溜水地区
- (3) 牧神配水池系・・・竹漕地区
- (4) 平伊倉予備水源池・・・平伊倉予備水源池（浄水池）

## 5 検査項目と検査頻度

- (1) 毎日検査項目（法令に基づく水質検査）

毎日検査項目は、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する項目、その他、臭気・味となっています。

- (2) 水質基準項目・・・別表1のとおりです。  
（法令に基づく水質検査）

- (3) 原水検査項目・・・別表3、別表4、別表5のとおりです。  
（品質管理のための水質検査）

- (4) 水質管理目標設定項目・・・別表2、別表6のとおりです。  
（品質管理のための水質検査）

## 6 水質の検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年度厚生労働省令第101号）の規定に基づく、告示に示された検査方法により行います。

## 7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水道基準に適合しないおそれがあるときにおこないます。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

(6) その他特に必要があると認められるとき。

## 8 水質検査の委託区分

水質検査は、毎日検査を除くすべての項目について、水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関に委託を行います。

## 9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果については、水道課窓口での閲覧、新富町のホームページで公表します。

## 10 水質検査の精度と信頼性の保証について

本町では、水質検査の測定値の信頼性を確保し、安全な水道水を供給するため委託検査項目について、正確で精度の高い検査に留意します。

原則として水質基準値の1/10の定量下限値を得られ、1/10付近の測定において変動係数(CV)が金属類で10%以下、有機物では20%以下を確保します。

## 11 関係者との連携

水道水に起因する事故が発生した場合は、速やかに関係機関に報告し情報交換を図りながら、必要に応じ現場調査及び水質検査を実施します。

## お問い合わせ先

新富町水道課

〒889-1406 宮崎県児湯郡新富町大字新田 8835 番地 7

TEL : 0983-33-6046 (直通)

メールアドレス : [suido\\_g@town.shintomi.lg.jp](mailto:suido_g@town.shintomi.lg.jp)







別表4 水質検査項目と検査頻度 (原水 平伊倉予備第二水源池)

○:検査を行う項目 ◎:現場で検査を行う項目

番号	定期検査項目	原 水											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基 1	一般細菌					○							
基 2	大腸菌					○							
基 3	カドミウム及びその化合物					○							
基 4	水銀及びその化合物					○							
基 5	セレン及びその化合物					○							
基 6	鉛及びその化合物					○							
基 7	ヒ素及びその化合物					○							
基 8	六価クロム化合物					○							
基 9	亜硝酸態窒素					○							
基 1 0	シアン化合物イオン及び塩化シアン					○							
基 1 1	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素					○							
基 1 2	フッ素及びその化合物					○							
基 1 3	ホウ素及びその化合物					○							
基 1 4	四塩化炭素					○							
基 1 5	1, 4ジオキサン					○							
基 1 6	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン					○							
基 1 7	ジクロロメタン					○							
基 1 8	テトラクロロエチレン					○							
基 1 9	トリクロロエチレン					○							
基 2 0	ベンゼン					○							
基 2 1	亜鉛及びその化合物					○							
基 2 2	アルミニウム及びその化合物					○							
基 2 3	鉄及びその化合物					○							
基 2 4	銅及びその化合物					○							
基 2 5	ナトリウム及びその化合物					○							
基 2 6	マンガン及びその化合物					○							
基 2 7	塩化物イオン					○							
基 2 8	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○							
基 2 9	蒸発残留物					○							
基 3 0	陰イオン界面活性剤					○							
基 3 3	非イオン界面活性剤					○							
基 3 4	フェノール類					○							
基 3 5	有機物(全有機炭素の量)					○							
基 3 6	PH値					○							
基 3 7	臭気					○							
基 3 8	色度					○							
基 3 9	濁度					○							
指 1	嫌気性芽胞菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指 2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
他 1	水温	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
他 2	農薬類					○							



別表6 水質管理目標設定項目 (原水農薬)

農薬114項目(採水月:7月)			
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	59	チオジカルブ
2	2,2-DPA(ダラボン)	60	チオファネートメチル
3	2,4-D(2,4-PA)	61	チオベンカルブ
4	EPN	62	テフリルトリオン
5	MCPA	63	テルブカルブ(MBPMC)
6	アシュラム	64	トリクロビル
7	アセフェート	65	トリクロルホン(DEP)
8	アトラジン	66	トリシクラゾール
9	アエロホス	67	トリフルラリン
10	アミラズ	68	ナプロバミド
11	アラクロール	69	パラコート
12	イソキサチオン	70	ピペロホス
13	イソフェンホス	71	ピラクロニル
14	イソプロカルブ(MIPC)	72	ピラゾキシフェン
15	イソプロチオラン(IPT)	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)
16	イブフェンカルバジン	74	ピリダフェンチオン
17	イプロベンホス(IBP)	75	ピリプチカルブ
18	イミノクタジン	76	ピロキロン
19	インダノファン	77	フィプロニル
20	エスプロカルブ	78	フェニトロチオン(MEP)
21	エトフェンブロックス	79	フェノブカルブ(BPMC)
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	80	フェリムゾン
23	オキサジクロメホン	81	フェンチオン(MPP)
24	オキシ銅(有機銅)	82	フェントエート(PAP)
25	オリサストロビン	83	フェントラザミド
26	カズサホス	84	フサライド
27	カフェンストロール	85	ブタクロール
28	カルタップ	86	ブタミホス
29	カルバリル(NAC)	87	ブプロフェジン
30	カルボフラン	88	フルアジナム
31	キノクラミン(ACN)	89	プレチラクロール
32	キャブタン	90	プロシミドン
33	クミルロン	91	プロチオホス
34	グリホサート	92	プロピコナゾール
35	グルホシネート	93	プロピザミド
36	クロメプロップ	94	プロベナゾール
37	クロルニトロフェン(CNP)	95	プロモブチド
38	クロルピリホス	96	ベノミル
39	クロロタロニル(TPN)	97	ベンシクロン
40	シアナジン	98	ベンゾピシクロン
41	シアノホス(CYAP)	99	ベンゾフェナップ
42	ジウロン(DCMU)	100	ベントゾン
43	ジクロベニル(DBN)	101	ベンディメタリン
44	ジクロルボス(DDVP)	102	ベンフラカルブ
45	ジクワット	103	ベンフルラリン(ベスロジン)
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	104	ベンフレセート
47	ジチオカルバメート系農薬	105	ホスチアゼート
48	ジチオピル	106	マラチオン(マラソン)
49	シハロホップブチル	107	メコプロップ(MCPP)
50	シマジン(CAT)	108	メソミル
51	ジメタメリン	109	メタラキシル
52	ジメトエート	110	メチダチオン(DMTP)
53	シメリン	111	メミノストロビン
54	ダイアジン	112	メトリブジン
55	ダイムロン	113	メフェナセツト
56	ダゾメット、メタム(カーバム及びメチルイソチオシアネート)	114	メプロニル
57	チアジニル	115	モリネート
58	チウラム		